平成２７年（フ）第５７０号
広島市南区旭１丁目１番29―301号
債務者　岡本　純子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２０号
広島市安佐南区川内１丁目22番41―12号
債務者　冨士谷一行
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４７号
広島市南区東雲２丁目２番39―302号　東雲ハイツ
債務者　白地　優人
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５３号
広島市中区河原町３番23―503号
債務者　黒川　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５５号
広島市東区温品５丁目１番11号
債務者　髙橋　眞美
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５９号
広島市安芸区矢野西１丁目９番１―101号
債務者　田口　拓馬
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８９号
山口県下関市大字田倉87番地
債務者　西川　三洋
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
山口県下関市豊浦町大字黒井1824番地１
債務者　西川スミ子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
愛媛県松山市久米窪田町1118番地　アーバンライフ久米Ａ―201号
債務者　宮原　啓太
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
高知県室戸市元甲2113番地１　行当団地401
債務者　吉岡　一石
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師1961番地12（前住所　佐賀県鳥栖市儀徳町3289番地４）
債務者　福田　　稔
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８１号
福岡県飯塚市鯰田2439番地102
債務者　籾井　惠美（旧姓有富）
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８４号
福岡県飯塚市勢田1793番地　サービス付高齢者向け住宅いこいの和泉（前住所　福岡県飯塚市勢田1806番地１　介護老人保健施設和泉の澤）
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１５４号
福岡県久留米市梅満町1452番地　レオパレスセジュール105号、前住所福岡県久留米市南２丁目４番13―15号
債務者　一木　洋介
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１７０号
福岡県うきは市吉井町鷹取1227番地１
債務者　内山　光子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１８４号
福岡県久留米市御井町641番地３　ロアールハイツ202号
債務者　佐竹　政行
1　決定年月日時　平成27年10月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１８６号
福岡県久留米市諏訪野町1926番地１　第16上野ビル201号
債務者　中嶋　　武
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部